

統合幕僚監部達第14号

統合幕僚監部の内部組織に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第24号）第48条の規定に基づき、統合幕僚監部職員の定数の配分に関する達を次のように定める。

平成18年3月27日

統合幕僚長 陸将 先崎 一

統合幕僚監部職員定数の配分基準に関する達

改正 平成27年10月1日 統合幕僚監部達第21号

（目的）

第1条 この達は、統合幕僚監部の内部組織に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第24号）（以下「訓令」という。）に基づき、統合幕僚監部（以下「幕僚監部」という。）職員（将補以上の自衛官を除く。以下同じ。）の定数の配分基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定数配分の基準）

第2条 幕僚監部職員たる陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官（以下「陸・海・空別」という。）の定数の配分は、訓令第2条に基づき、次の基準によるものとする。

- (1) 部及び首席後方補給官ごと、課長、首席後方補給官付後方補給官及び後方補給室長は、陸・海・空別区分を異にするのを原則とする。
- (2) 課ごと、課長と調整官、調整官を置かない課にあっては、課長と筆頭班長とは、陸・海・空別区分を異にするのを原則とする。
- (3) 班、室ごと並びに副報道官、報道官付及び首席法務官付法務官の陸・海・空別区分の配分は、陸・海・空おおむね均衡するように努めるとともに、部、参事官、報道官、首席法務官及び首席後方補給官（以下「部等」という。）全体としての陸・海・空の均衡に配慮するものとする。
- (4) 幕僚監部の1佐職の陸・海・空別区分の配分は、陸・海・空おおむね均衡するように努めるものとする。

（定数配分の基準数）

第3条 部等別、階級別及び陸・海・空別の基準数は、総務部長から別途指示させる。

附 則

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成27年10月1日統合幕僚監部達第21号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

分類番号：D1-D11

保存期間：30年